

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立沖縄青少年交流の家利用細則

平成18年4月1日

国立沖縄青少年交流の家規程第2号

平成22年4月1日

一部改正

令和5年7月30日

一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立沖縄青少年交流の家（以下「交流の家」という。）の利用については、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）利用規則に定めるものの他、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 交流の家を利用しようとする者は、所定の申込書を利用開始日の12か月前から利用開始日の3週間前（7・8月に利用する場合は1か月前）までに所長に提出するものとする。

(利用の承諾の通知)

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案して利用可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

2 利用可否の決定に関する審査要領等については、所長が別に定める。

(禁止事項)

第4条 機構利用規則第4条の規定に定める禁止事項の他、機構の目的、理念に反する活動を禁止する。

2 禁止事項確認要領については、所長が別に定める。

(施設使用料)

第5条 利用者は施設使用料を納付しなければならない。

2 前項の施設使用料等及び納付手続きに関する事項については、別に定める。

(施設における活動)

第6条 利用者は、交流の家の定める青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るにふさわしい活動プログラムを行うものとする。

2 施設の職員は、施設における活動に関し、指導及び助言を与えることができる。

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

2 利用者は、交流の家の生活に関するオリエンテーション等を受けるものとする。

3 原則前条に定める施設における活動以外の活動又は施設外の活動エリア利用等のために施設宿泊継続利用のまま一時的に施設を退所することはできない。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

4 その他、入・退所等に関する詳細については、別に定める。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。

2 前項の標準生活時間の中には、原則として朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

(利用者の受入れを行わない日)

第9条 所長は施設・設備・備品等の点検整備を行う日及び休館日を定め、利用者の受入れを行わない。また、機構の示す年末年始等の休業の日についても、利用者の受入れを行わない。

2 所長は、天災及び荒天、その他やむを得ない事情があるときは、臨時に利用者の受入れを行わないことができる。

(宿泊室等の清潔保持)

第10条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(飲食及び喫煙)

第11条 利用者の食事は交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、特別の事情があると所長が認める場合は、この限りでない。

2 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

3 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損亡失の弁償責任)

第12条 利用者は、故意又は重大な過失により交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(諸規則の遵守等)

第13条 利用者は、交流の家の諸規則を守り、他の利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第14条 所長は、交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の承諾を取消することができる。

- 一 第4条及び第13条第1項に違反するおそれがある場合
- 二 その他所長が特に必要と認めた場合

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、令和5年7月30日から施行する。